

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

○ 施行期日：公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

→ H25.4.13 施行消

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置【15条】

- ① 基本的対処方針の作成【18条】
- ② 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施【28条】
- ③ 海外発生時の水際対策の確実な実施【29、30条】
- ④ 現地対策本部の設置（必要に応じて）【16条】

都道府県対策本部の設置【22条】

- ① 特定接種の実施への協力【28条】
- ② 医師等への医療従事の要請・指示等【31条】

＜市町村＞

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- ① 特定接種の実施への協力【28条】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）【31条】

＜国＞

- ⑤ まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示【46条】
- ⑥ 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

- ③ まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示【45条】

- ④ 予防接種の実施への協力【46条】

- ⑤ 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売【47条】

- ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用【48条、49条】

- ⑥ 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示【54条】
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用【55条】

- ⑦ 緊急時の埋葬・火葬【56条】

新型インフルエンザ等緊急事態措置

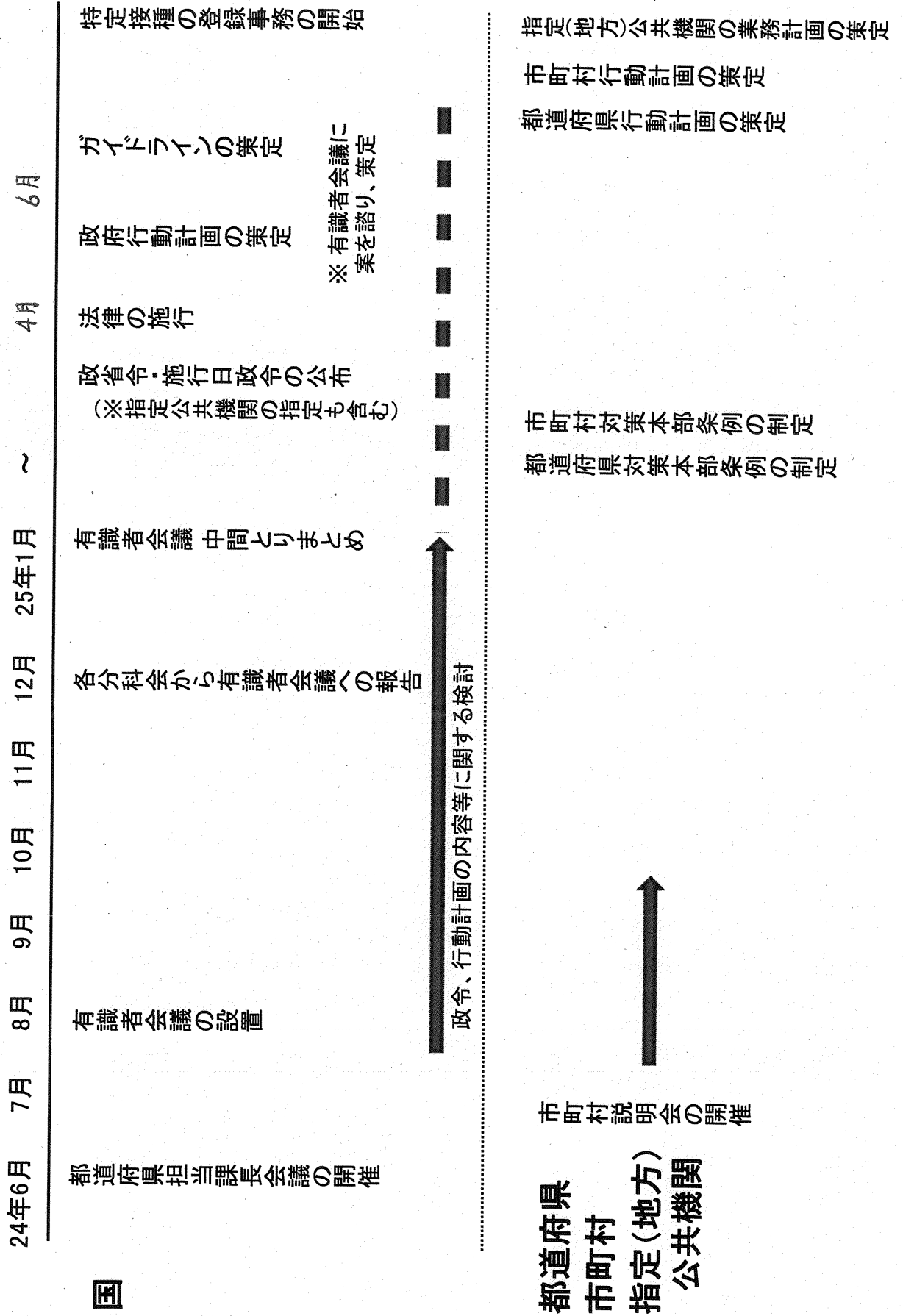
市町村対策本部の設置【34条】

- ② 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種【46条】

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止【21条、25条】

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止【37条（25条準用）】

行動計画の策定に関するスケジュール



新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

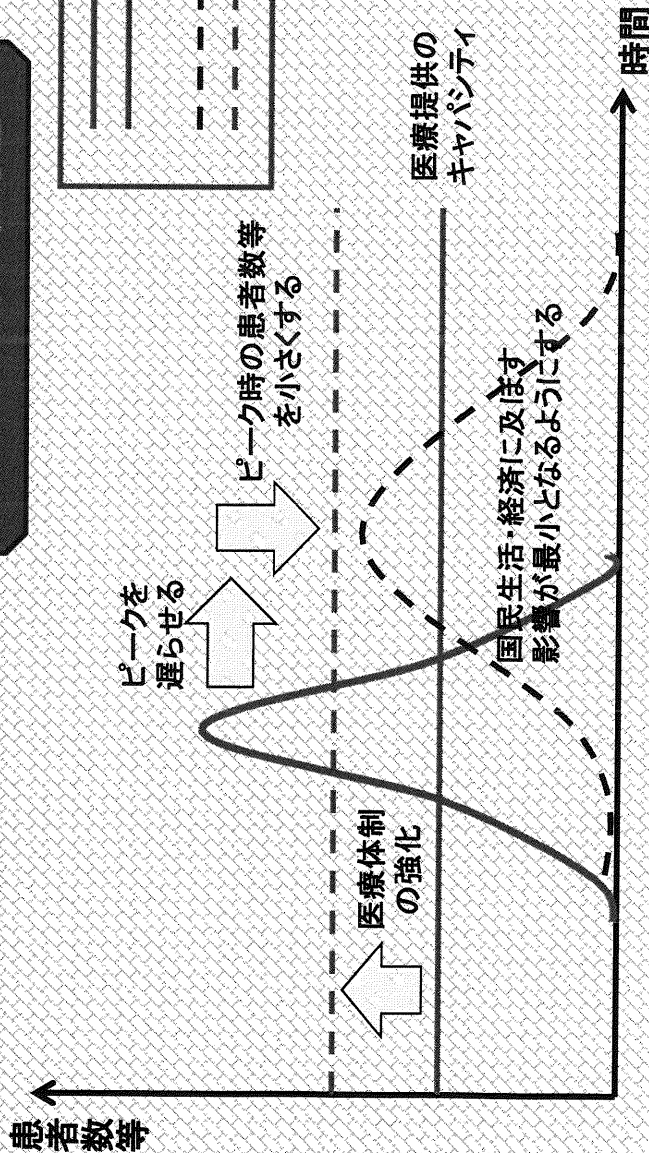
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
 - 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



- 参考：流行規模・被害想定
- 発病率 全人口の約25%
 - 医療機関受診患者数1,300万人～2,500万人
 - 死亡者数17万人～64万人
 - 従業員の欠勤最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 対策本部の設置(政府・都道府県) ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 - 基本的対処方針の決定 等	国内発生初期に必要に応じ政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言(市町村対策本部の設置) 等	国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 等	- 基本的対処方針の変更 - 対策の見直し 等
サーベイランス・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 - 国際的な連携による情報収集 - 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 等	- 新型インフルエンザ等患者の全数把握 - 患者の臨床情報把握 等	- 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 - 集団発生の把握(患者の増加に伴い全数把握は中止) 等	- 各国の対応に係る情報収集 - 引き続き学校等における集団発生状況の把握 等
情報提供・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 等	- 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 - コールセンター等の充実・強化 等	同左	- 情報提供のあり方の見直し - コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

海外発生期

国内発生早期

国内感染期

小康期

対策の
考え方

- ・国内発生をできる限り遅らせる
- ・国内発生に備えての体制整備

- ・流行のピークを遅らせるための
感染対策を実施
- ・感染拡大に備えた体制整備

- ・早期の積極的な感染対策から被害
軽減に変更
- ・必要なライフライン等の事業活動を
継続

- ・第二波に備えた第一波
の評価
- ・医療体制、社会経済活
動の回復

予防・
まん延防止

- ・水際対策の開始
- ・ワクチンの確保
- ・特定接種の準備・開始

- ・住民接種の準備・開始
- ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等
の勧奨
- ★不要不急の外出の自粛要請
- ★学校等の施設の使用制限

- ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等
の勧奨
- ・住民接種の継続
- ★不要不急の外出の自粛要請 ※
- ★学校等の施設の使用制限 ※
- ※患者数増加に伴い医療体制の負荷
が過大となる特別な場合

- ・第二波に備えた住民に
対する予防接種の継続

医
療

- ・国内発生に備えた医療体制整備
- ・「帰国者接触者外来」の設置

- ・専用外来における医療提供の継続
- ・必要に応じた一般医療機関における
診療の開始
- ・診断・治療に資する情報等の医療機
関への提供
- ・抗インフルエンザウイルス薬の適正
な流通指導

- ・ファクシミリによる処方せん送付
- ・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用
- ・医療従事者に対する従事要請及び
補償
- ★臨時の医療施設の設置

- ・抗インフルエンザウイ
ルス薬の備蓄

国民生活及び国民
経済の安定の確保

- ・指定公共機関等の事業継続に
向けた準備
- ・職場における感染対策の準備

- ・消費者としての適切な行動の呼びか
け、事業者による買占め・売惜しみが生
じないよう要請
- ★指定公共機関は業務の実施の
ための必要な措置を開始
- ★緊急物資の運送
- ★生活関連物資等の価格の安定

- ・消費者としての適切な行動の呼びか
け、事業者による買占め・売惜しみが生
じないよう要請
- ★緊急物資の運送
- ★生活関連物資等の価格の安定
- ★物資の売渡しの要請
- ★新型コロナウイルス等緊急事態に関
する融資
- ★権利利益の保全

- ★新型コロナウイルス等
緊急事態に関する融資

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型コロナウイルス等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期（事前の準備）

- ・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等）／・訓練の実施／・感染症や公衆衛生に関する情報提供
／・ワクチンの研究開発／・ワクチンの備蓄／・ワクチンの接種体制の整備／・抗インフルエンザ薬の備蓄／・地域医療体制の整備